

共立蒲原総合病院組合職員 禁煙宣言

タバコを吸わない人が、タバコの煙を吸い込むことを「受動喫煙」と言います。喫煙が健康に与える影響は、喫煙者および「受動喫煙者」双方に、深刻な健康被害を与えることが明らかになり、大きな社会問題となっています。「健康増進法の一部を改正する法律案」が平成30年3月9日に閣議決定されました。当組合は、地方公共団体として、また病院及び介護施設を運営する団体として、今後、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進してまいります。その一環として、当組合職員は、平成30年4月1日から始業終業時間内は禁煙します。



始業終業時間内は**禁煙**します。

平成30年4月1日
病院長